

○学校法人福岡大学公益通報に関する規程

平成20年3月28日

制定

平成20年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「保護法」という。)に基づき、学校法人福岡大学及びその設置する学校(以下「本学」という。)の業務全般に関し、法令に違反する行為(以下「法令違反行為」という。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合において、公益通報者を保護するとともに、当該法令違反行為の早期発見と是正を図り、もって本学の社会的責任の維持及び法令遵守への取組を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 「公益通報」とは、次項に定める公益通報者が、本学の役員、職員について保護法に定める法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている事実を不正の目的でなく、相談又は通報することをいう。

2 「公益通報者」とは、本学と雇用関係にある職員のほか、本学との労働者派遣契約に基づく派遣労働者及び本学の取引事業者の労働者で、公益通報を行う者をいう。

(相談・通報窓口)

第3条 公益通報の相談及び受付窓口を内部監査室に設置する。内部監査室は相談又は通報を受け付けるにあたり、公益通報者の保護を図るために、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(公益通報の方法・公益通報者の義務)

第4条 本学と雇用関係にある職員は、本学の業務全般に関し、法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合、内部監査室に相談又は通報するものとする。

2 公益通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談によって行うことができる。

3 公益通報者は、不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的、その他の不正の目的をもって行ってはならない。

(公益通報への対応)

第5条 公益通報を受け付けた内部監査室長は、その内容を記録し専務理事に報告すると共に、実名による公益通報者に対し、公益通報を受け付けたことを速やかに通知しなければならない。

(調査の実施)

第6条 公益通報の報告を受けた専務理事は、通報された内容を企画運営会議に報告し、企画

運営会議は事実関係調査の必要性の有無について判断しなければならない。

- 2 企画運営会議は、公益通報された事項について、高度の専門性を要すると判断した場合は、第三者に意見を求めることができる。
- 3 企画運営会議が公益通報された事項に関する事実関係について、調査が必要であると判断した場合は、公益通報調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、実態の解明に努めなければならない。併せて、実名による公益通報者に対して、そのことを直ちに通知しなければならない。
- 4 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 専務理事が指名する常務理事 1人
 - (2) 専務理事が指名する理事 1人
 - (3) 専務理事が指名する教育職員 1人
 - (4) 内部監査室長
 - (5) その他専務理事が必要と認める職員等 若干人
- 5 委員会に委員長を置き、専務理事が指名する常務理事をもって充てる。
- 6 委員会は、公益通報の対象となる事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。調査にあたっては、公益通報者の保護を図るために、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 7 調査対象部署及び関係の職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、委員会から協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 8 通報された事項に関する事実関係について、企画運営会議が調査の必要がないと判断した場合は、実名による公益通報者に対して、専務理事はそのことを遅滞なく通知しなければならない。

(調査結果の報告・通知及び是正措置等)

- 第7条 委員会は、調査が終了次第、速やかに専務理事にその結果を報告しなければならない。報告に際しては、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、事実関係を適切に専務理事に報告しなければならない。
- 2 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散する。
 - 3 調査結果の報告を受けた専務理事は、企画運営会議にその旨を報告し、企画運営会議は法令違反行為につき、遅滞なく是正措置及び再発防止策を講じなければならない。さらに必要があれば、専務理事は関係者の処分や関係機関への通報等を行わなければならない。
 - 4 専務理事は、実名による公益通報者に対し、調査結果、是正措置及び再発防止策等を通知

しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 本学は、公益通報を行ったことを理由として、公益通報者に対し、学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程に定める懲戒、派遣契約の解除及び取引停止、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、公益通報者が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りでない。

(フォローアップ)

第9条 内部監査室は、是正措置等の実施後、次の事項を確認し、専務理事に報告しなければならない。

- (1) 通報処理の手続き等に問題がないこと。
- (2) 法令違反行為が再発していないこと。
- (3) 是正措置及び再発防止策が十分に機能していること。
- (4) 公益通報者に対し、相談又は通報したことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われていないこと。

2 専務理事は、前項の是正結果等について企画運営会議に報告し、必要に応じて対応を協議しなければならない。併せて、実名による公益通報者に対して、是正結果等について適切に通知しなければならない。

(不利益取扱いの申立て)

第10条 公益通報者は、相談又は通報を行ったことが原因で、不利益な取扱い等を受けたと信ずるに足りる相当の理由がある場合には、内部監査室を経て専務理事へ不利益取扱いの申立てを行うことができる。

2 前項による不利益取扱いの申立てを受けた専務理事は、第6条第4項第1号に定める常務理事と内部監査室長に事実関係の調査を指示しなければならない。

3 専務理事は、前項の調査結果等について企画運営会議に報告し、必要に応じて対応を協議しなければならない。併せて、申立て者に対して、その調査結果を直ちに通知しなければならない。

4 公益通報者による不利益取扱いの申立ては、不利益な取扱い等を受けた事実を知った時から、3か月以内に行われなければならない。

(遵守事項)

第11条 第6条第4項に定める委員会の委員及び内部監査室の職員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 前項に定める委員及び職員は、その職務遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない

ない。その職を離れた後も同様とする。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署の業務の遂行に重大な障害を与えないこと。
- (3) 常に公正不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

(事務処理)

第12条 この規程に関する事務は、内部監査室が処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。